

八代市学校変更・継続就学申請認定基準

認定事由	認定事項	添付書類	許可期限
新築中・転居予定	概ね3ヵ月以内に転居する際、転居する前から転居先の学校に就学したい場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認書 ・ 賃貸借契約書 ・ 工事請負契約書 など 	転居日まで
地理的理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅から指定校までの距離が概ね2.5km以上で、かつ申請校までの距離の概ね3倍以上の場合 ・ 隣接する校区の町内会に加入している場合 	町内会加入を理由とする場合のみ <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会加入証明書 (<u>町内会長の署名・押印必須</u>) 	中学校卒業まで
中途学年	学年の途中で転居した場合	—	転居日の属する学期末まで
最終学年	小学校6年生・中学校3年生の途中で転居した場合	—	転居日の属する学年末まで
放課後児童	小学校1年生～6年生 <u>※中学生は対象外です</u> 放課後自宅に誰もいないため、児童クラブ・ 祖父母宅・親戚宅等で過ごす場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学童保育入所証明書 (児童クラブの任意様式可) ・ 預け先の承諾書 (<u>署名・押印必須</u>) 	年度末まで <u>(毎年度更新申請が必要です。)</u>
いじめ・不登校	教育委員会が必要と認める書類により審議し、やむを得ないと判断される場合	※事情による	
その他	健康上等の理由により教育委員会においてやむを得ないと判断される場合	※事情による	
令和2年7月豪雨に伴う場合	令和2年7月豪雨時に <u>坂本校区に居住していた世帯が校区外に転居した場合（八竜小・坂本中のみ）</u>	<u>証明書等の提出不要</u>	中学校卒業まで

◆ 新年度の放課後児童の受付期間は **12月1日～1月末** です。(新入生含む)

◆ 認定事由に限らず、学校教育課（本庁4階）での申請が必要です。